

継続開示審査において利用する共通質問事項の改定に当たっての考え方
(有価証券報告書提出時)

<基本スタンス>

1. 社債券の引受審査においては、投資家の判断に影響の大きい元利金支払能力及びリスクファクターの開示（将来キャッシュ・フロー創出力に影響のある事項の分析と開示）に係る審査に重点をおいた確認を行う。
2. 財務諸表周りの審査については、財務諸表の品質確保が十分になされていることを前提として、外部から財務諸表等を分析する立場から、明らかに疑わしい事象がないかという点に留意し、従来の質問に見られた財務諸表作成における留意点の遵守状況の確認については削除する。明らかに疑わしい事象に気がついた場合には、追加的に、合理的な説明を求める。

<審査項目>

3. 有価証券報告書が提出された時に行う継続開示審査においては、自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」第18条の審査項目のうち、主に「財政状態及びキャッシュ・フロー」関連と「企業内容等の適切な開示」関連について、発行登録会社や監査人に直接確認する。四半期報告書が提出された時には、外部情報の確認などによって、引受けに向けての基本的な考え方やスタンスに影響が及ぶようなことがないかを確認する。課題が認識された場合は、発行登録会社と認識を共有し発行時までには解決に向けて取り組む。発行時審査においては、課題への取組状況に加え、「適格性」関連、「調達する資金使途」関連、「その他会員が必要と認める事項」の確認をする。

<改定手続き>

4. 各発行登録会社に対して、有価証券報告書が提出される毎に確認する質問事項を作成する上でベースとなるものとして、多くの発行体に共通する質問事項と、特定の業種に対する質問事項を整理した。これらのひな型質問事項の中から、各発行登録会社の状況に応じて調整、削除を行い、さらに個社特有の質問事項があれば追加する。
5. 改定のベースとしたひな型質問事項は、新たに発行登録を行う会社に対して提示する共通質問事項（有価証券報告書提出時）である。

<追加質問>

6. 共通質問事項でカバーされない①当該期特有の事項、②外部情報と会社の継続開示書類との情報ギャップ、③財務比率分析結果による不明点、④共通質問事項の回答での不明点に対する確認については、重要性を考慮の上、追加質問事項にて確認を行う。

以上